

議案第70号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「港湾局」を「大阪港湾局」に改める。

附 則

この条例は、大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和元年大阪市条例第32号）の施行の日から施行する。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

職制改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

職員の特殊勤務手当に関する条例(抄)

(荒天時船舶作業手当)

第6条 荒天時船舶作業手当は、港湾局 に所属する職員が、船舶に乗船して行う作  
大阪港湾局

業のうち、係留作業その他人事委員会規則で定めるもの(風速10メートル以上の状況  
の下において、船外で行うものに限る。)に従事したときに支給する。

2 省 略